

第6号議案

令和2年度東大和市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度東大和市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 計画人口 | 74,800 人 |
| (2) 年間総汚水量 | 1,180,750 立方メートル |
| (3) 一日平均汚水量 | 32,550 立方メートル |
| (4) 主な建設改良事業 | |

下水道管路改良事業

公共下水道ストックマネジメント事業 16,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- | | |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 1,747,050 千円 |
| 第1項 営業収益 | 1,319,841 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 427,209 千円 |

支出

- | | |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 1,776,872 千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,473,789 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 235,938 千円 |
| 第3項 特別損失 | 65,645 千円 |
| 第4項 予備費 | 1,500 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額474,011千円は、引継金17,822千円及び当年度分損益勘定留保資金456,189千円で補填するものとする。）。

収入

- | | |
|---------------|------------|
| 第1款 資本的収入 | 665,359 千円 |
| 第1項 企業債 | 306,800 千円 |
| 第4項 他会計補助金 | 355,735 千円 |
| 第7項 受益者負担金 | 1,138 千円 |
| 第11項 その他資本的収入 | 1,686 千円 |

支出

- | | |
|-----------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 1,139,370 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 184,357 千円 |

第3項 企業債償還金	952,011 千円
第5項 積立金	2 千円
第6項 その他資本的支出	1,500 千円
第7項 予備費	1,500 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 96,428 千円及び 165,938 千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
地方公営企業法適用業務委託	平成31年度から 令和2年度まで	千円 15,984
平成31年度に契約する電算システム及び電算機器等に係る賃借	令和2年度から 令和6年度まで	1,967

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設事業	千円 48,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときから据置期間を含め、40年以内に償還する。
荒川右岸東京流域下水道事業	86,100			ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
資本費平準化	172,700			なお、その他については、借入先の定める融通条件に従う。
計	306,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(2) 建設改良費と企業債償還金との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 89,453 千円

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の3の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、338,985 千円である。

令和2年2月21日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫